

国民生活基礎調査における 調査員証の紛失について

2025(令和7)年国民生活基礎調査において、統計調査員が調査時に携帯する「調査員証」の紛失が判明したのでお知らせします。

1 概要

紛失物:調査員証 1枚

記載内容:調査員証番号、調査名、調査員氏名、任命期間、岡山市長公印、調査員顔写真、
注意事項(裏面)

※任命期間は令和7年4月22日から令和7年6月20日まで

2 経過

5月23日(金) 調査員が調査員証の紛失に気付き、警察に遺失届を提出

5月26日(月) 調査員証の紛失について、岡山市保健所へ報告

3 対応及び今後の再発防止策

- ・紛失した国民生活基礎調査調査員証「第19号」(R7.4.22 発行)は無効としました。
- ・再発防止に向け、国民生活基礎調査の全調査員に調査関係用品及び調査票等の管理徹底について通知を発送し、特に帰宅時に調査員証を含むすべての調査用品の有無を確認すること等を、改めて指導してまいります。

4 市民の皆さんにご注意いただきたい点

- ・国民生活基礎調査は、市内の特定の地区について限定的に実施しており、4月下旬には、対象の地区・世帯全戸に「調査実施のお知らせ」を戸別配布しております。
- ・今後新たに調査対象地区が増えることはありません。
- ・調査は指定の調査票またはオンラインでの回答となっており、調査員が個人情報等を直接聞き取りすることはありません。
- ・不審な調査活動等にお気づきの場合は、岡山市保健所までご連絡ください。

【問い合わせ先】

岡山市保健所総務課 富岡・藤澤 直通086-803-1200 内線5211